

名古屋市富田工場設備更新事業
に係る見解書
(廃棄物処理施設の建設)

平成 27 年 1 月

名 古 屋 市

は　じ　め　に

本見解書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、環境影響評価準備書に対する市民等の意見について、その内容を整理したうえ、事業者としての見解を示したものである。

目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	意見の概要及び事業者の見解	1
(1)	環境影響評価に係る事項	2
	対象事業の目的及び内容	2
	事前配慮の内容	2
	事業予定地及びその周辺地域の概況	2
(2)	環境影響評価	10
	全 般	10
	大気質	14
	騒 音	30
	振 動	32
	低周波音	34
	悪 臭	36
	土 壌	36
	廃棄物等	40
	温室効果ガス等	42
(3)	環境影響評価手続きに関する事項	44

[略 称]

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名 等	略 称
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」 (平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	「名古屋市環境保全条例」
環境影響評価方法書	方法書
環境影響評価準備書	準備書
環境影響評価準備書資料編	資料編
環境影響評価書	評価書

1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 名古屋市

〔代表者〕 名古屋市長 河村たかし

〔所在地〕 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

〔名称〕 名古屋市富田工場設備更新事業

〔種類〕 廃棄物処理施設の建設（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置）

3 意見の概要及び事業者の見解

準備書に対する市民等の意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
2件	環境影響評価に係る事項	12
	環境影響評価	58
	環境影響評価手続きに関する事項	2

(1) 環境影響評価に係る事項

項目	意見の概要
対象事業の目的及び内容	<p>[第4次一般廃棄物処理基本計画の見直しについて]</p> <p>p4～11 事業の目的：平成32年度のごみ処理量54万t/年のために、南陽工場休止時に、鳴海工場450t/日、五条川工場560t/日、猪子石工場600t/日、と計1610t/日は稼働しているが、2工場分の1,110t/日不足するため、建設中の北名古屋工場660t/日と合わせて、今回の富田工場450t/日を計画したとあるが、この場合、休止中の南陽工場は不要となる。せいぜいその後の他工場の更新規模だけで済むが、そのように全体の必要処理能力を確定し、平成20年5月に策定した名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成20年度～平成32年度）を早急に改訂すべきである。この基本計画の3計画期間p4には「計画はおおむね5年で見直します。」とあり、その期限は既に過ぎている。</p>
事前配慮の内容	<p>[事前配慮事項について]</p> <p>p23～27 配慮事項で「努める」の表現は「実施する」と表現できる内容にすべきである、の意見に対し「可能な限り実施する方向で検討しています」p297とあり、内容はほとんど改良されていない。しかし、緑化率は約31%から約34%に増加させる計画p257なので、①安全性（自然災害からの安全性の確保）、②景観（施設の緑化）、③地球環境（温室効果ガスの排出抑制）の「現状緑化率の維持に努めるとともに…」p26は「現状緑化率を増加させるとともに…」と修正すべきである。</p> <p>p23～27 配慮事項で「努める」の表現は「実施する」と表現できる内容にすべきである、の意見に対し「可能な限り実施する方向で検討しています」p297とあり、内容はほとんど改良されていない。しかし、環境汚染（設備更新工事に伴う公害の防止）の「使用する建設機械については排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める」p24は、それぞれの予測の前提とした措置としての「導入可能な二次対策型の建設機械を使用するp106、導入可能な低騒音型建設機械を使用するp170」と修正すべきである。</p> <p>p23～27 配慮事項で「努める」の表現は「実施する」と表現できる内容にすべきである、の意見に対し「可能な限り実施する方向で検討しています」p297とあり、内容はほとんど改良されていない。しかし、具体的措置が列記してあるあとの「努める」は目的であり、文章が逆転している。例えば①安全性（工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保）「工事関係車両の出入口に警備員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める」は「歩行者等に対する安全確保のため、工事関係車両の出入口に警備員を配置する」p25、②環境汚染（公害防止）「…ごみピットは負圧…吸引空気・燃焼用に使用し脱臭…休炉時・脱臭装置を設け、建屋外部への臭気漏洩防止に努める」p26は「建屋外部への臭気漏洩防止のため、…ごみピットは負圧…吸引空気・燃焼用に使用し脱臭…休炉時・脱臭装置を設ける」と修正すべきである。</p>
事業予定地及びその周辺地域の概況	<p>[排水処理計画における雨水の扱いについて]</p> <p>p51 関係法令・水質：「なお、計画施設からの排水については、下水道へ放流する…下水道法…基準が適用される」とあるが、雨水についてどうなるかも明記すべきである。給排水計画p14で「雨水についても下水道へ放流する」とあることから、「なお、計画施設からの排水及び雨水については、下水道へ放流する…下水道法…基準が適用される」と追加修正すべきである。また、施設概要p7の排水計画についても「極力再利用し、一部は下水道放流とする」を「極力再利用し、一部は雨水とともに下水道放流とする」と追加修正すべきである。更に環境影響評価項目として選定しなかった理由p80の水質についても、雨水の扱いを追加修正すべきである。</p>

事業者の見解

第4次一般廃棄物処理基本計画については、現在改定作業を進めているところです。

事前配慮の内容は事業計画の段階で取りまとめたものとしており、基本的には方法書の段階から内容を変更していませんが、準備書においては環境保全措置等として記載しました。

p. 50～56 については、計画施設に適用される可能性がある法令や規制等の概要を取りまとめています。このうち、雨水については下水道放流するため、計画施設からの排水に含まれているものとして記述しました。

ご意見を踏まえ、評価書には雨水の扱いについて、わかりやすく追加記載します。

項目	意見の概要
事業予定地及びその周辺地域の概況	<p>[ダイオキシン類に係る基準について]</p> <p>p52 公害関係法令・ダイオキシン類：「特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている」は項目が不足している。資料編 p47 のように、これらの排出基準の他に、「ばいじん及び燃え殻の処理基準」として 3ng-TEQ/g 以下が定められているので追加修正すべきである。</p>
	<p>[愛知県環境基本計画について]</p> <p>p57 環境保全に関する計画・愛知県環境基本計画：「平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。」としながら、脚注で「平成 26 年 5 月に第 4 次愛知県環境基本計画が策定されている。」と付け足してあるが、この部分こそ本文に記載すべきである。また、名古屋市環境基本計画の主な指標 p58 と比較できるように、愛知県環境基本計画の主な指標ぐらひは追記すべきである。名古屋市が大気 NO2 と水質 BOD だけ 2020 年度に 100% 達成を目標としていることに対し、愛知県は環境基準が定められている全項目を全地点で 2020 年度に 100% 達成を目標としていること、名古屋市がごみの埋立量 5.2 万トン を 2 万トンに削減するという積極的な目標だが愛知県は最終処分量について一般廃棄物 29.8 万トン を 23 万トンに減らすだけ、産業廃棄物は 116.2 万トン を 95.4 万トンに減らすだけ、名古屋市は温室効果ガス排出量削減率をまがりなりにも△25% だが愛知県は目標さえ削除している、というようなことが理解できるようにすべきである。</p>
	<p>[事業予定地周辺における土壌汚染の記載について]</p> <p>p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域のいずれも調査対象区域内には存在しない、と記述したあとで「なお、事業予定地周辺（中川区島井町地内及び服部一丁目地内並びに中川区春田三丁目）において、鉛、砒素、ふっ素による土壌汚染及び、ふっ素による地下水汚染が報告されている。」と曖昧な表現があるが、中川区島井町地内及び服部一丁目地内は名古屋環状 2 号線建設予定地内の土壌汚染を愛知県国道工事事務所等が報告した H24. 12. 19：中川-34 を指している（港区春田野三丁目(港-66)は調査対象区域外なので除外)。また、中川区春田三丁目は H25. 2. 26：中川-35：旧ユタカ石油春田給油所の鉛汚染であった。この 2 件をそれぞれ区分して土壌・地下水汚染の報告内容が何かを分かるように次の内容を追加すべきである。名古屋環状 2 号線建設予定地内で①中川区島井町地内は土壌溶出量：鉛 15 倍、砒素 5.1 倍、フッ素 1.8 倍、②服部一丁目地内は地下水：フッ素 2.6 倍、③旧ユタカ石油春田給油所で中川区春田三丁目は土壌含有量：鉛 1.3～6.5 倍</p> <p>p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている 2 件 3 地区だけであるが、名古屋環状 2 号線建設予定地内では愛知県国道工事事務所が継続的な調査を実施しており、2013. 5. 13 には④中川区島井町地内（①とは別の地点）で土壌溶出量：砒素 2.1 倍の汚染を公表し、愛知県国道工事事務所のホームページでも公表されている。この汚染も追加すべきである。 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/pdf/R302-20130513.pdf</p>

事業者の見解

ご意見を踏まえ、ダイオキシン類に係るばいじん及び燃え殻の処理基準について、評価書に追加記載します。

準備書において、調査、予測及び評価を行うにあたり、その検討材料とする地域特性については、原則として平成 26 年 4 月末時点で入手可能な資料により整理しました。そのため、この地域特性を取りまとめた「事業予定地及びその周辺地域の概況」の章は、それまでの時点の内容としており、平成 26 年 5 月に策定された第 4 次愛知県環境基本計画については脚注に記述しました。

本項においては、地域特性を把握するために整理した内容を記載しました。調査対象区域内の土壤汚染の状況に係る具体的な内容については、この趣旨に基づき、名古屋市公式ウェブサイト等にて公表されている事業予定地の周辺における土壤汚染の報告等の状況をまとめ、評価書に追加記載します。

項目	意見の概要																								
事業予定地及びその周辺地域の概況	<p>[事業予定地周辺における土壌汚染の詳細について] p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている2件3地区だけであるが、名古屋環状2号線建設予定地内では愛知国道事務所が継続的な調査を実施しており、2014.8.8には、「名古屋環状2号線西南部・南部Ⅱ事業地内で確認された汚染土壌に対して適切に対処するため、昨年度全域にわたり土壌調査を実施し、データのとりまとめが完了したのでお知らせします。」と愛知国道工事事務所が次表を公表している。まとめ方には過去の高濃度汚染を隠すなどの問題はあるが、この620件の汚染状況調査を詳細に確認し、調査対象区域内の内容を追加すべきである。例えば富田工場目前の環2用地は表層の相当範囲で鉛汚染がみられるはずである。</p> <table border="1" data-bbox="331 667 1396 981"> <thead> <tr> <th>有害物質</th> <th>基準超えの試料採取位置(標高)の範囲</th> <th>濃度の範囲(mg/L)</th> <th>基準超えの数量/調査数量</th> <th>最も濃度が高かった値の基準に対する倍率</th> <th>土壌汚染等処理基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>4～-5m</td> <td>不検出～0.043</td> <td>17/620</td> <td>4.3倍</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>5～-4m</td> <td>不検出～0.057</td> <td>33/620</td> <td>5.7倍</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>フッ素及びその化合物</td> <td>3～-5m</td> <td>不検出～5.1</td> <td>109/620</td> <td>6.4倍</td> <td>0.8mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>①の鉛15倍が消えた。④のカドミウム汚染が消えた。⑥の砒素6.5倍が消えた</p> <p>1 2012(H24).12.19 愛国 https://www2.cbr.mlit.go.jp/aikoku/press_release.php?mode=detail&id=73 ①中川区島井町地内 土壌溶出量：鉛15倍、砒素5.1倍、フッ素1.8倍 ②中川区服部一丁目地内 地下水：フッ素2.6倍 ③港区春田野三丁目地内 土壌溶出量：鉛4.0倍、砒素4.1倍、フッ素1.4倍 ④飛島村木場一丁目地内 土壌溶出量：カドミウム1.3倍、鉛1.2倍、フッ素1.3倍</p> <p>2 2013(H25).5.13 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/pdf/R302-20130513.pdf ①②③④は同じ ⑤中川区島井町 土壌溶出量：砒素2.1倍 ①とは別の島井町 ⑥飛島村三福3丁目 土壌溶出量：砒素6.5倍、フッ素1.6倍</p> <p>3 2014(H26).8.8 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/kinkiyexpressway.html</p>	有害物質	基準超えの試料採取位置(標高)の範囲	濃度の範囲(mg/L)	基準超えの数量/調査数量	最も濃度が高かった値の基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	鉛及びその化合物	4～-5m	不検出～0.043	17/620	4.3倍	0.01mg/L以下	砒素及びその化合物	5～-4m	不検出～0.057	33/620	5.7倍	0.01mg/L以下	フッ素及びその化合物	3～-5m	不検出～5.1	109/620	6.4倍	0.8mg/L以下
有害物質	基準超えの試料採取位置(標高)の範囲	濃度の範囲(mg/L)	基準超えの数量/調査数量	最も濃度が高かった値の基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準																				
鉛及びその化合物	4～-5m	不検出～0.043	17/620	4.3倍	0.01mg/L以下																				
砒素及びその化合物	5～-4m	不検出～0.057	33/620	5.7倍	0.01mg/L以下																				
フッ素及びその化合物	3～-5m	不検出～5.1	109/620	6.4倍	0.8mg/L以下																				

事業者の見解

準備書の作成にあたっては可能な限り入手できる公表資料を収集しており、事業予定地周辺の土壌に係る地域特性についても、これらの資料から現況を把握し、準備書に記載しました。

名古屋市公式ウェブサイトに掲載されている「土壌汚染等に係る報告の状況について」により、事業予定地周辺において鉛等の基準を超過している報告があることを確認したことから、事業予定地においても地質的に基準に適合しない土壌が存在する可能性があることも考慮し、掘削を行う場合は、周辺地域で基準不適合が確認された鉛、砒素、ふっ素を始め、土壌汚染対策法に定める第二種特定有害物質について調査を行うこととしています。

項目	意見の概要
事業予定地及びその周辺地域の概況（土壌）	<p>[土壌汚染に係る区域指定について]</p> <p>p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域のいずれも調査対象区域内には存在しない、と記述してあるが、名古屋環状2号線建設予定地での広範囲の土壌汚染について指定要件が揃っているのに市長が指定していない疑義がある。早急に指定しない理由を確認して追加記載すべきである。</p> <p>（土壌汚染対策法6条による要措置区域が土壌汚染対策法施行令5条に該当しない理由、該当しなくても法11条で形質変更時要届出区域を指定しなければならないはず。市条例58条による措置管理区域が施行細則53条の4のどれを適用して該当しないのか、条例58条の4の拡散防止管理区域が施行細則53条の7のどれを適用して該当しないのか。少なくとも法に基づく形質変更時要届出区域として、市長は富田工場目前の名古屋環状2号線建設予定地を全線にわたり指定すべきである。）</p> <p>p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域のいずれも調査対象区域内には存在しない、と記述してあるが、名古屋環状2号線建設予定地での広範囲の土壌汚染について指定要件が揃っているのに市長が指定していない疑義がある。早急に指定しない理由を確認して追加記載すべきである。（土壌汚染対策法6条による要措置区域が土壌汚染対策法施行令5条に該当しない理由、該当しなくても法11条で形質変更時要届出区域を指定しなければならないはず。市条例58条による措置管理区域が施行細則53条の4のどれを適用して該当しないのか、条例58条の4の拡散防止管理区域が施行細則53条の7のどれを適用して該当しないのか。少なくとも法に基づく形質変更時要届出区域として、市長は富田工場目前の名古屋環状2号線建設予定地を全線にわたり指定すべきである。）</p>

事業者の見解

土壌汚染に係る所管課である本市環境局地域環境対策課に確認したところ、土壌汚染対策法第3条、第4条、第5条に定める調査契機により行われた土壌調査の結果、基準不適合が報告された場合は同法に基づき区域指定されることとなりますが、準備書 p. 62 及び p. 220 に記載した土壌汚染等が報告された土地についてはこれらに該当しないことから、区域指定はされないとのことです。

また、名古屋市環境保全条例の土壌・地下水汚染対策に係る改正施行日（平成 25 年 4 月 1 日）以前に着手された調査により報告されたものであることから、同条例に基づく区域指定はされないとのことです。

(2) 環境影響評価

項目	意見の概要
全 般	<p>[工事期間中の背景交通量等について]</p> <p>p118 工事車両走行・大気汚染・予測条件、*p174 工事車両走行・騒音・予測条件、*p197 工事車両走行・振動・予測条件、*p248 安全性・工事中・予測</p> <p>予測対象時期における背景交通量は…（現地調査の）平日の交通量を用いることとした、とあるが、目前の名古屋環状2号線高速専用部が国土交通省の予定でいけば、工事最盛期にあたるはずである。この事実関係を国土交通省に確認し、そのときの環2工事車両を追加すべきである。</p> <p>また、環2専用部の工事中と今回の富田工場の環境影響評価は条例42条に準じて「手続きの併合」をすべきである。環2アセスが1982年（昭和57年）に終了したとはいえ、西南部は30年以上も専用部工事が放置してあった計画であり、当時は工事中の環境影響評価については工事車両台数もないなど非常に不十分な検討しかしていない。今年に入っての環境照査なるものでも工事中については検討していない。更に2014年8月8日に県へ提出した「土壌汚染等処理計画書」では表層掘削131,500m³、橋脚基礎掘削372,400m³と約50万m³もの膨大な建設発生土があり、仮置き後埋め戻すのが約12万m³、つまり約38万m³（比重1.8t/m³なら68m万t）は一度現場外搬出するので、この搬出台数等を資材搬入台数と合わせて検討に追加すべきである。</p> <p>名古屋市環境影響評価条例42条（手続きの併合）では「市長は、事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、これらの対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続きを併せて行うことを求めることができる。」または「2以上の事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、当該2以上の対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続きを併せて行うことができる。」の精神を生かすべきである。</p>
	<p>[工事期間中の予測について]</p> <p>名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書の概要で記載されている（ページ5～8）</p> <p>①「大気質」工事中の建設機械、工事車両の走行による大気汚染 ②工事中の騒音（工事中の建設機械騒音及び工事関係車両の走行による騒音） ③振動（工事中、工事車両の走行）</p> <p>①～③の予測データは、富田工場更新事業単独での予測数値が記載されており、隣接する名古屋環状2号線「専用部」建設工事における大気質、騒音、振動の相乗する数値が示されていない。</p> <p>従って、同時に進行する、工事における予測数値を示さないのは正確な影響評価とは言えないのではないかと。</p>

事業者の見解

名古屋環状2号線に係る環境影響評価の手続きは既に終了していることから、手続きの併合は行いませんでした。

また、工事中などにおける環境影響評価については、可能な限り入手できる公表資料に基づき予測・評価を行いました。なお、工事期間中は、関係機関と連絡調整を密に行うなどして、周辺環境に及ぼす影響の低減に努めます。

工事中などにおける環境影響評価については、可能な限り入手できる公表資料に基づき予測・評価を行いました。なお、工事期間中は、関係機関と連絡調整を密に行うなどして、周辺環境に及ぼす影響の低減に努めます。

項目	意見の概要
全 般	<p>[施設供用時の背景交通量等について]</p> <p>*p155 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件、*p184 施設関連車両走行・騒音・予測条件、*p204 施設関連車両走行・振動・予測条件、*p252 安全性・供用・予測：：：</p> <p>背景交通量を NO. 9, 10, 11 は現地調査結果をそのまま用いているが、NO. 6, 7, 8 は「名古屋環状 2 号線西南部の供用が計画されていることから、…将来交通量とした」とあるが、これは、将来交通量（平成 42 年度）のことであり（資料編 p141～）、富田工場が供用を予定している平成 32 年度（p4, 10, 291）の 10 年後の計画交通量であり非現実的である。富田工場供用予定の平成 32 年度は NO. 6, 7, 8 についても、NO. 9, 10, 11 と同様に現地調査結果をそのまま用いて予測したうえで、名古屋環状 2 号線西南部の供用後の平成 42 年度については全地点とも「将来交通量」を用いて、さらにどれだけ大気環境が悪化するかを示し、2 段階の予測をすべきである。なお、国土交通省は将来交通量（平成 42 年度）について 1 日当たりの交通量、専用部 32, 300 と一般部 30, 600 台/24 時の合計 62, 900 台/24 時であり、現状の 2 倍以上であり、道路建設当局が高速道路の必要性を説明したいがための過大推計である。</p> <p>環 2 アセスが 1982 年（昭和 57 年）に終了したとはいえ、当時は工事中の環境影響評価については工事車両台数もないなど非常に不十分な検討しかしていない。今年に入っての環境照査なるものでも工事中には検討していない。更に 2014 年 8 月 8 日に県へ提出した「土壌汚染等処理計画書」では約 50 万 m³ もの膨大な建設発生土があり、約 38 万 m³（比重 1.8t/m³ なら 68 万 t）は一度現場外搬出するので、この搬出台数等を資材搬入台数と合わせて検討に追加すべきである。このため、環 2 専用部の工事中と今回の富田工場の環境影響評価は条例 42 条に準じて「手続きの併合」をすべきである。</p> <p>p197 施設関連車両走行・振動・予測条件：背景交通量は大気と同様に、NO. 9, 10, 11 は現地調査結果をそのまま用いているが、NO. 6, 7, 8 は「名古屋環状 2 号線西南部の供用が計画されていることから、…将来交通量とした」とあるが、これは、将来交通量（平成 42 年度）のことであり（資料編 p141～）、富田工場が供用を予定している平成 32 年度（p4, 10, 291）の 10 年後の計画交通量であり非現実的である。NO. 6, 7, 8 についても、NO. 9, 10, 11 と同様に現地調査結果をそのまま用いて予測したうえで、名古屋環状 2 号線西南部の供用後の平成 42 年度について、さらにどれだけ環境が悪化するかを示し、2 段階の予測をすべきである。</p> <p>なお、国土交通省は将来交通量（平成 42 年度）について 1 日当たりの交通量しか公表していないため、「H22 年度道路交通センサスにける時間交通量により、時間毎に推計し」（資料編 p141）、専用部 27, 238（大型車類 7, 785、小型車類 19, 453）台/16 時と一般部 27, 414 台/16 時としているが、そのもとは専用部 32, 300 と一般部 30, 600 台/24 時の合計 62, 900 台/24 時であり、現状の 2 倍以上であり、道路建設当局が高速道路の必要性を説明したいがための過大推計である。</p>

事業者の見解

名古屋環状 2 号線に係る環境影響評価の手続きは既に終了していることから、手続きの併合は行いませんでした。

また、施設関連車両の走行による環境影響評価の予測については、計画施設及び名古屋環状 2 号線西南部の供用を想定しており、入手可能な平成 42 年度の将来交通量等を用いて背景交通量を設定し、予測・評価を行いました。

項目	意見の概要										
大気質	<p>[煙突での石綿の使用について]</p> <p>p81 大気質・解体撤去による石綿飛散：「建屋にかかる部分については、飛散性石綿が使用されていないことが確認された」しかし「プラント部分について、ガスケット及び保温剤の一部で飛散性石綿が使用されている可能性が確認された」という調査結果だが、飛散性石綿が使用されている可能性の高い煙突の保温材については確認したのか、それとも煙突は建屋に含まれているのか。</p>										
大気質 (廃棄物等)	<p>[石綿の飛散に係る予測について]</p> <p>p81 大気質・解体撤去による石綿飛散：「建屋にかかる部分については、飛散性石綿が使用されていないことが確認された」しかし「プラント部分について、ガスケット及び保温剤の一部で飛散性石綿が使用されている可能性が確認された」という調査結果で、なぜ予測（適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への影響は無いものと予測される p82）ができるのか。少なくとも、飛散性石綿が使用されている可能性のあるガスケット及び保温剤の判定（製造期間と商品名による判定または分析調査による判定）が必要である。その調査結果を示して、適切な措置とは、どの、どれに対する、どのような措置かを明記すべきである。</p> <p>p82 大気質・解体撤去による石綿飛散：予測結果で「適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への影響は無いものと予測される」とあるが、適切な措置では誰も納得できない、ガスケット及び保温剤の飛散性石綿判定方法は何か、石綿が確認された場合の適切な措置はどのように対処するのか、保温材等は掻き落とすのか、原型のまま取り外すのか、どちらか決めていない場合には「～マニュアルに基づく工事計画」の具体例を次のように示すべきである。</p> <p>p226 廃棄物等・解体撤去による石綿飛散：予測結果で「適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への影響は無いものと予測される」とあるが、適切な措置では誰も納得できない、ガスケット及び保温剤の飛散性石綿判定方法は何か、石綿が確認された場合の適切な措置はどのように対処するのか、保温材等は掻き落とすのか、原型のまま取り外すのか、どちらか決めていない場合には「～マニュアルに基づく工事計画」の具体例を次のように示すべきである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="331 1406 689 1442" style="width: 45%;"> <p>3.3.1 石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断又は破砕により除去等を行う場合 <small>【解体】</small></p> </div> <div data-bbox="767 1406 1334 1509" style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策 マニュアル 2014.3（環境省） p45, p107, 108</p> </div> </div> <div data-bbox="336 1458 673 1944" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>作業基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業内容の掲示 ・作業場の隔離 ・前室の設置 ・HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用して排気することにより、作業場内の粉じんを処理するとともに作業場を負圧に保つ ・*集じん・排気装置は整備・点検したものであること ・除去の開始前に、作業場内及びセキュリティゾーンの負圧を確認するとともに、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認 ・除去する特定建築材料の薬液等により湿潤化 ・除去の開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口から粉じんの漏えいがないことを確認 ・除去後、特定粉じんの飛散を抑制するため、除去部分に薬液等を散布 ・集じん・排気装置による十分な換気を行い、作業場内の特定粉じんを除いた後隔離を解く </div> <div data-bbox="357 1951 975 2002" style="margin-top: 10px;"> <p>セキュリティゾーンとは、作業者の出入り、資機材及び廃棄物の搬出入に伴い、石綿が外部へ漏洩することを防ぐために設置するもので、外部から作業場へ向う方向順に、更衣室、洗身室、前室の3室からなる</p> </div> <div data-bbox="743 1547 1378 1659" style="margin-top: 10px;"> <p>3.9 特定建築材料を掻き落とし等を行わず除去する時の石綿飛散防止対策</p> <p>3.9.1 成形された配管保温材等を原形のまま取り外す除去 成形された配管保温材等の特定建築材料を原形のまま取り外す場合には、石綿飛散の程度が比較的低いことから、薬液等による湿潤化を基本として、下記手順で除去する。なお、劣化し石綿飛散のおそれがある場合には、吹付け材の掻き落とし等による除去と同等の措置を講じる。（図 3.79～図 3.82 参照）</p> </div> <div data-bbox="762 1666 1321 1861" style="margin-top: 10px;"> <p>表 3.19 呼吸用保護具の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">呼吸用保護具の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区分①</td> <td>・面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 ・プレッシャードマンダ形（複合式）エアラインマスク ・送気マスク（一定流量形エアラインマスク送風機形ホースマスク等） ・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分②</td> <td>・全面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分③</td> <td>・半面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分④</td> <td>・取替式防じんマスク（粒子捕集効率 95.0%以上）</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	呼吸用保護具の種類	区分①	・面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 ・プレッシャードマンダ形（複合式）エアラインマスク ・送気マスク（一定流量形エアラインマスク送風機形ホースマスク等） ・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）	区分②	・全面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）	区分③	・半面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）	区分④	・取替式防じんマスク（粒子捕集効率 95.0%以上）
区分	呼吸用保護具の種類										
区分①	・面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 ・プレッシャードマンダ形（複合式）エアラインマスク ・送気マスク（一定流量形エアラインマスク送風機形ホースマスク等） ・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）										
区分②	・全面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）										
区分③	・半面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）										
区分④	・取替式防じんマスク（粒子捕集効率 95.0%以上）										

事業者の見解

石綿の使用状況についての調査により、プラント部分について飛散性石綿が使用されていないことを確認しています。

なお、煙突はプラント部分に含まれ、飛散性石綿は使用されていないことを確認していますが、保温材の一部で非飛散性石綿が使用されている可能性があります。

ガスケット及び保温材の使用状況並びに製造時期から、非飛散性石綿が使用されている可能性が確認された箇所については、すべて石綿が含有されているものとみなし、その処理に係る工事計画を策定します。これらの箇所については、原形のまま取り外すなど、現場内で分解することなく、梱包措置等の飛散防止対策を施した状態で搬出する等の適切な措置を講じます。

項目	意見の概要
大気質 (廃棄物等)	<p>[ダイオキシン類を含む煙突等の解体撤去工事計画について]</p> <p>p84 大気質・解体撤去によるダイオキシン類飛散：「煙突下部及び誘因通風機の付着物等については、3ng-TEQ/g を超えており、特別管理産業廃棄物に該当する」とあるが、3本の煙突下部は 21, 24, 19 ng-TEQ/g と含有量が高く、煙道内部全体を調査しなければ、どれだけの特別管理産業廃棄物が発生するかさえ分からず、解体撤去工事計画もたてられないはずである。</p> <p>p226 廃棄物等・解体作業で発生するダイオキシン類除去作業：「煙突下部及び誘因通風機の付着物等については、3ng-TEQ/g を超えており、特別管理産業廃棄物が発生する」とあるが、3本の煙突下部は 21, 24, 19 ng-TEQ/g と含有量が高く、煙道内部全体を調査しなければ、どれだけの特別管理産業廃棄物が発生するかさえ分からず、解体撤去工事計画もたてられないはずである。まずは特別管理産業廃棄物の発生量を予測すべきである。</p>

事業者の見解

煙道内部の付着物等については、解体撤去前にダイオキシン類濃度の詳細な調査をする予定としています。また、解体撤去工事にあたっては、調査の結果にかかわらず、事前に煙道内部全体を洗浄する計画としています。洗浄作業にて発生する洗浄水を処理した際の汚泥等を特別管理産業廃棄物として処理することとしています。現時点で発生量を把握することは難しいため、事後調査にて確認します。

項目	意見の概要
大気質	<p>[ダイオキシン類の飛散防止措置について]</p> <p>p85 大気質・解体撤去によるダイオキシン類飛散：予測結果で「適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への…影響は無いものと予測される」とあるが、適切な措置では誰も納得できない。「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の具体例を次のように示すべきである。</p> <p>(6) 付着物除去作業の実施 事業者は、労働安全衛生規則第五九二条の三に基づき、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。当該付着物除去作業の際には、 ア 作業場所を仮設構造物(壁等)又はビニールシートにより他の作業場所と隔離すること。 イ 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。 ウ 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、適切な措置を講ずること。 なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。</p> <p>(7) 作業場所の分離・養生 事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。</p> <p>(8) 周辺環境への対応 事業者は、解体作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、次の措置を講ずること。 ア 排気処理 ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等をチャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出すること。 イ 排水処理 解体作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排水の基準(一〇pg—TEQ/l)を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。 ウ 解体廃棄物の処理 汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 粉じん等汚染物及びダイオキシン類汚染解体廃棄物についても、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 分別作業に際してはサンプリングのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処理されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替え作業を行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第三管理区域とすること。 エ その他廃棄物の処理 付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、関係法令に基づき処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管すること。 オ 周辺環境等の調査 すべての解体作業終了後、当該施設と施設外の境界部分において環境調査を行うこと。</p>

事業者の見解

解体撤去工事は、平成 26 年 1 月に改正された「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(環境省)に基づき、空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング、付着物除去作業の実施、作業場所の分離・養生並びに周辺環境への対応などの適切な措置を講ずる計画としています。

項目	意見の概要
大気質	<p>[気象条件の設定について]</p> <p>p85 建設機械稼働・大気汚染・予測条件：気象条件の風速をべき乗則により、$H_0=18\text{m}$の高さを$H=1.5\text{m}$の高さに補正するときに、「周辺は、低層建築物が主となることから、べき指数は…$\alpha=1/5$とした」（資料編 p75）とあるが、目前に南北に連続した壁として高架高速道路（高さ約14m、その上に遮音壁3m…6階建て相当：愛知国道事務所の説明会図面から読み取り）が計画されていることから、市街地の$\alpha=1/3$を適用すべきである。その場合、風速$U=U_0(H/H_0)^\alpha$から、$(1.5/18)^{1/3}/(1.5/18)^{1/5}=0.44/0.61=0.7$と風速の予測条件は0.7倍となり、拡散状況は悪くなり、予測値はもっと大きくなる。</p> <p>p117 工事車両走行・大気汚染・予測条件：気象条件の風速をべき乗則により、$H_0=18\text{m}$の高さを$H=1.0\text{m}$の高さに補正するときに、「周辺は、低層建築物が主となることから、べき指数は…$\alpha=1/5$とした」（資料編 p75）とあるが、N0.9については既に名古屋高速5号万場線が開通していることから、市街地の$\alpha=1/3$を適用すべきである。その場合、風速$U=U_0(H/H_0)^\alpha$から、$(1.0/18)^{1/3}/(1.0/18)^{1/5}=0.38/0.56=0.68$と風速の予測条件は0.7倍となり、拡散状況は悪くなり、予測値はもっと大きくなる。</p> <p>p154 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：工事車両のとおりとしたとあり、気象条件の風速をべき乗則により、$H_0=18\text{m}$の高さを$H=1.0\text{m}$の高さに補正するときに、「周辺は、低層建築物が主となることから、べき指数は…$\alpha=1/5$とした」（資料編 p75）とあるが、N0.6, N0.7, N0.8については目前に南北に連続した壁として、高さ約14mを超える高架に3m、平面部に8mの遮音壁で名古屋環状2号線が計画されており、N0.9については既に名古屋高速5号万場線が開通していることから、市街地の$\alpha=1/3$を適用すべきである。その場合、風速$U=U_0(H/H_0)^\alpha$から、$(1.0/18)^{1/3}/(1.0/18)^{1/5}=0.38/0.56=0.68$と風速の予測条件は0.7倍となり、拡散状況は悪くなり、予測値はもっと大きくなる。</p>
	<p>[図の表記方法について]</p> <p>p100 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・NO₂：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.015ppmとした」とあるが、資料編 p79 の図比較では変動状況が判断できない。縦軸最大0.3ppmを0.1ppmに拡大するなど、絶対値も含めて比較できるよう分かり易くすべきである。</p> <p>p104 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・SPM：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.022mg/m³とした」とあるが、資料編 p80 の図比較では変動状況が判断できない。縦軸最大0.3mg/m³を0.2mg/m³に拡大するなど、絶対値も含めて比較できるよう分かり易くすべきである。</p>

事業者の見解

べき指数の設定にあたっては、関係地域内は低層建築物が主である地域と判断し、郊外としてべき指数 α を1/5と設定しました。

ご意見を踏まえ、現地調査結果と富田支所の測定結果との比較の図について、わかりやすく修正し、評価書資料編に記載します。

項目	意見の概要
大気質	<p>[バックグラウンド濃度の設定について]</p> <p>p100 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・NO2：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.015ppmとした」とあるが、変動の傾向ではなく、絶対値がどの程度違うかを検討すべきである。富田支所では常時監視していないSO₂、塩化水素、ダイオキシン類と同様に、また、工事車両のNO₂予測 p119と同様に、現地調査 p94の期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.019ppm、No2の0.016ppm、No4の0.019ppm、No5の0.016ppmの平均で、0.0175ppmとなり、NO₃の富田支所の0.015ppmより相当大きくなる。NO₂バックグラウンド濃度は0.015ppmではなく現地調査の期間平均値0.0175ppmを用いるべきである。これは年平均値予測を0.0025ppm増加させる。</p> <p>p101 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・NO₂：日平均値の年間98%値が0.040ppmとなっているが、バックグラウンド濃度を現地調査の期間平均値0.0175ppmを用いると工事中濃度は0.021ppmでは無く0.0233ppm(0.0058+0.0175)となり、日平均値の年間98%値は0.043ppm(1.2554*0.0233+0.0141)となり、名古屋市の環境目標値を超えることになり、評価結果 p107(環境目標値以下である)はまちがいとなる。</p> <p>p104 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・SPM：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.022mg/m³とした」とあるが、変動の傾向ではなく、絶対値がどの程度違うかを検討すべきである。富田支所では常時監視していないSO₂、塩化水素、ダイオキシン類と同様に、現地調査 p95の期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.036 mg/m³、No2の0.031 mg/m³、No4の0.034 mg/m³、No5の0.029 mg/m³の平均で、0.0325 mg/m³となり、NO₃の富田支所の0.022 mg/m³より相当大きくなる。SPMバックグラウンド濃度は0.022 mg/m³ではなく現地調査の期間平均値0.0325 mg/m³を用いるべきである。これは年平均値予測を0.0105 mg/m³増加させる。</p> <p>p104 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・SPM：日平均値の年間98%値が0.054 mg/m³となっているが、バックグラウンド濃度を現地調査の期間平均値0.0325 mg/m³を用いると工事中濃度は0.023 mg/m³では無く0.0336 mg/m³(0.0011+0.0325)となり、日平均値の2%除外値は0.073 mg/m³(1.8504*0.0336+0.0108)となる。</p> <p>p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：NO₂、SPM、水銀については「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、…富田支所の平成25年度の年平均値とした」とあるが、変動の傾向ではなく、絶対値がどの程度違うかを検討すべきである。富田支所では常時監視していないSO₂、塩化水素、ダイオキシン類と同様に、現地調査 p94のNO₂期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.019ppm、No2の0.016ppm、No4の0.019ppm、No5の0.016ppmの平均で、0.0175ppmとなり、NO₃の富田支所の0.015ppmより相当大きくなる。NO₂バックグラウンド濃度は0.015ppmではなく現地調査の期間平均値0.0175ppmを用いるべきである。これは年平均値予測を0.0025ppm増加させる。</p> <p>p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：NO₂、SPM、水銀については「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、…富田支所の平成25年度の年平均値とした」とあるが、現地調査 p95のSPM期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.036 mg/m³、No2の0.031 mg/m³、No4の0.034 mg/m³、No5の0.029 mg/m³の平均で、0.0325 mg/m³となり、NO₃の富田支所の0.022 mg/m³より相当大きくなる。SPMバックグラウンド濃度は0.022 mg/m³ではなく現地調査の期間平均値0.0325 mg/m³を用いるべきである。これは年平均値予測を0.0105 mg/m³増加させる。</p>

事業者の見解

現地調査を実施していた期間の富田支所の測定結果は、現地調査結果と同程度であることから、年間を通して測定を行っている富田支所の結果をバックグラウンド濃度として設定しました。

項目	意見の概要
大気質	<p>[車両の走行による大気汚染に対する環境保全措置について]</p> <p>p126 工事車両走行・大気汚染・環境保全措置：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車を使用しないよう指導する」とあるが、方法書への意見に対する見解「可能な限り車種規制適合車を使用するよう指導してまいります」p297 とある表現から「可能な限り」が欠落しており、その気が無いことを示しているが、意見の趣旨は「工事の発注者としての名古屋市の権利として、工事発注仕様書に使用しない旨を盛り込む」ことであり、NO2 の環境保全目標を超える予測がある状況では、この程度の市長決断をすべきである。</p> <p>p126 工事車両走行・大気汚染・評価：「工事関係車両の走行…NO2 濃度の日平均値の年間 98% 値 (0.042ppm・p121) は、環境基準の値を下回るものの、NO.6 では環境目標値を上回る。…建設機械の稼働による重合についても (0.043ppm・p121) …NO.6 では環境目標値を上回る。」と淡々と記載し、「NO2 濃度については環境目標値を上回る地点があること、…実際には背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性が考えられることから、工事関係車両のアイドリングストップを徹底する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」とあるが、環境保全措置のアイドリングストップ・エコドライブ・工事車両の点検・整備の徹底、県の非適合車使用抑制要綱に準じて NOx・PM 法車種規制非適合車を使用しないよう指導する、だけでは環境目標値を上回るという事態にはほとんど対応できない。もっと効果的な環境保全措置が必要である。少なくとも工事発注者の権限として契約書に非適合車を使用しないことを明記すべきである。また、工事期間の延長について真剣に検討すべきである。</p> <p>p162 施設関連車両走行・大気汚染・評価：「施設関連関係車両の走行（施設の稼働による影響との重合）…NO2 濃度の日平均値の年間 98% 値 (0.042ppm・p121) は、環境基準の値を下回るものの、環境目標値を上回る地点がある。」と淡々と記載し、「NO2 濃度については環境目標値を上回る地点があること、…実際には背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性が考えられることから、工事関係車両のアイドリングストップを徹底する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」とあるが、環境保全措置のアイドリングストップ・エコドライブ・工事車両の点検・整備の徹底、県の非適合車使用抑制要綱に準じて NOx・PM 法車種規制非適合車を使用しないよう指導する、だけでは環境目標値を上回るという事態にはほとんど対応できない。もっと効果的な環境保全措置が必要である。少なくとも工事発注者の権限として契約書に非適合車を使用しないことを明記すべきである。また、工事期間の延長について真剣に検討すべきである。</p>
	<p>[予測結果を受けた事後調査計画について]</p> <p>p126 工事車両走行・大気汚染・評価：「工事関係車両の走行…NO2 濃度については環境目標値を上回る地点があること、…実際には背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性が考えられることから、工事関係車両のアイドリングストップを徹底する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」とあるが、背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性があるかと判断する以上、事後調査として NO.6 地点の NO2・SPM 濃度測定を追加すべきである。</p>

事業者の見解

予測地点 No.6 では、工事関係車両及び施設関連車両の走行による二酸化窒素濃度の寄与率が小さいものの、バックグラウンド濃度が高いことから環境目標値を上回ると予測されます。しかしながら、工事関係車両または施設関連車両の走行が避けられない地点でもあることから、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記するなどの更なる環境保全措置を講ずることにより、周辺的环境に及ぼす影響の低減に努めます。

また、工事期間については、現在計画している工事工程において、短時間に工事関係車両が集中しないよう適切な配車計画を立てることにより、周辺的环境に及ぼす影響の低減に努めます。

なお、施設関連車両の多くは名古屋市のごみ収集車であり、現状においても自動車 NOx・PM 法に適合した車両を使用しています。

事後調査においては、予測結果の妥当性を検証するため、工事関係車両及び一般車両の交通量及び走行速度の調査を実施することとしています。

項目	意見の概要
大気質	<p>[排ガス中の水銀対策について]</p> <p>p130 施設稼働・大気汚染・予測条件：排ガス諸元値の比較で、既存施設を大幅に改善する努力は評価する（ばいじん：0.03→0.01g/m³N、NO_x：70→25ppm、Sox：25→10ppm、HCl：70→10ppm、ダイオキシン類：新規に0.05ng-TEQ/m³N、水銀：新規に0.03mg/m³N）。しかし、新たに設定した水銀については、既存施設の測定結果で最大0.15 mg/m³Nがあり（資料編 p2）、既存施設の水銀対策をどのように改良するかを説明する必要がある。EU では焼却炉の排ガス規制値として0.05mg/m³が定められ、東京都を始め、全国各地でこの値を自主規制値とし、この0.05mg/m³を越えて検出され焼却炉の稼働を中止した事例もあるため、水銀対策の内容を示して十分なものであることを理解できるようにすべきである。</p>
	<p>[水銀のバックグラウンド濃度について]</p> <p>p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：NO₂、SPM、水銀については「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、…富田支所の平成25年度の年平均値とした」とあるが、資料編 p78~80には水銀については傾向の比較がない。この資料を追加すべきである。なお、現地調査 p97の水銀期間平均値（年間）は測定が簡略で定量限界が大きく、全て0.004 μg/m³未満であり、用いた水銀のバックグラウンド濃度・富田支所の0.0022 μg/m³は定量できていない。この理由を記載すべきである。</p>
	<p>[最大着地濃度出現地点におけるバックグラウンド濃度について]</p> <p>p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：「SO₂、塩化水素及びダイオキシン類については、現地調査結果の各地点の期間平均値（年間）とし」とあるが、「最大着地濃度出現地点」での現地調査結果は無いはずである。それにもかかわらず、SO₂：0.0006ppm、塩化水素：0.002ppm、ダイオキシン類：0.032pg-TEQ/m³と値が記載されているが、どのように設定したのか明記すべきである。</p>
	<p>[予測計算について]</p> <p>p156 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：バックグラウンド濃度のうち、NO. 6, 7, 8は「背景交通量及び現地調査結果を基に設定した」とあり、詳細をみると、予測の基礎となる「将来交通量での一般部からの寄与濃度・NO₂」が、名古屋環状2号線西南部の供用が計画されていることから、…将来交通量とした」とあるが、一般部交通量は30,600（大型車類5,216+小型車類11,401）台/24時と同じであるにもかかわらず、NO. 6：0.00019ppm、NO. 7：0.00021ppm、NO. 8：0.00024ppmと異なっている（資料編 p115）。道路構造もほとんど同じで、一般部の手前側仮想排出源までの距離もNO. 6：22.0m、NO. 7：19.7m、NO. 8：23.5mとそれほど変わらない（資料編 p86）。逆にNO₂濃度が最も高いNO. 8が排出源から最も離れている。「将来交通量での一般部からの寄与濃度」には計算過程に問題があるのではないか。</p>

事業者の見解

現在稼働中の焼却工場において、排ガス濃度における水銀の管理値を $0.03\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ として運転管理しており、計画施設においても、排ガス処理方法の詳細は未定ですが、管理値を $0.03\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ として運転管理していきます。

水銀の現地調査結果については、指針値の 1/10 の値を定量下限値として測定しており、水銀の現地調査結果及び富田支所の結果は指針値と比較していずれも低い値であることから、年間を通して測定を行っている富田支所の結果を二酸化窒素や浮遊粒子状物質と同様にバックグラウンド濃度として設定しました。

最大着地濃度出現地点における二酸化硫黄、塩化水素及びダイオキシン類のバックグラウンド濃度については、現地調査結果の全地点の期間平均値（年間）を平均した値としました。

二酸化窒素寄与濃度の予測については、窒素酸化物を対象として予測した後、二酸化窒素に変換しました（準備書 p. 116 に示す予測手順参照）。

窒素酸化物から二酸化窒素への変換については、準備書 p. 120 に示す「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、独立行政法人土木研究所，平成 25 年）の式（ $[\text{NO}_2] = 0.0714 [\text{NOx}]^{0.438} (1 - [\text{NOx}]_{\text{BG}} / [\text{NOx}]_{\text{T}})^{0.801}$ ）に基づき二酸化窒素寄与濃度を算出しました。

なお、式の出典によると、「窒素酸化物濃度が高い地域では、一酸化窒素から二酸化窒素への変換を促すオゾン濃度が低く、窒素酸化物濃度に対する二酸化窒素の比率が小さくなっている。」とあり、予測計算結果については、窒素酸化物濃度の影響により差異が出たものと考えます。

項目	意見の概要
大気質 (騒音)	<p>[遮音壁の高さについて]</p> <p>p155 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：排出源の位置：バックグラウンド濃度のうち、NO.6,7,8は「背景交通量及び現地調査結果を基に設定した」とあるが、予測断面の仮想排出源は「遮音壁+1.0m」（資料編 p86）とされているが、その高さは記載されていないし、高速専用部に至っては遮音壁が図示されていない。環2西南部の環境照査（リンリンコミュニケーション p1）2014年1月国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）では、このあたりは平成42年度には一般部で高さ8m、高架で高さ3mの遮音壁が示されている。この値を国土交通省に確認し、または、今年1月31日の地元説明会で掲示された縦断面図から読み取り、今回の予測に用いた環2一般部遮音壁の高さ、高速専用部・遮音壁の高さを、予測条件の基本的な値として本文に記載すべきである。</p> <p>p156 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：バックグラウンド濃度のうち、NO.6,7,8は「背景交通量及び現地調査結果を基に設定した」とあり、仮想排出源は「遮音壁+1.0m」（資料編 p86）とされている。しかし、予測断面では一般部の遮音壁高さは記載されていないし、高架専用部に至っては遮音壁が図示されていない。環2西南部の環境照査（リンリンコミュニケーション p1）2014年1月国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）では、このあたりは平成42年度には一般部で高さ8m、高架で高さ3mの遮音壁が示されている。この値を国土交通省に確認し、または、今年1月31日の地元説明会で掲示された縦断面図から読み取り、今回の予測に用いた一般部遮音壁の高さ、高速専用部遮音壁の有無と高さを、予測条件の基本的な値として本文に記載すべきである。地元への説明では国土交通省は、供用前に遮音壁設置とは明言していない。</p> <p>p183 施設関連車両・騒音・予測条件：道路条件では騒音発生源の高さが記載されていない。NO.6,7,8 予測断面では「遮音壁」（資料編 p125）が図示されているが、一般部の遮音壁高さは記載されていないし、高架専用部に至っては遮音壁が図示されていない。環2西南部の環境照査（リンリンコミュニケーション p1）2014年1月国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）では、このあたりは平成42年度には一般部で高さ8m、高架で高さ3mの遮音壁が示されている。この値を国土交通省に確認し、または、今年1月31日の地元説明会で掲示された縦断面図から読み取り、今回の予測に用いた一般部遮音壁の高さ、高速専用部遮音壁の有無と高さを、予測条件の基本的な値として本文に記載すべきである。</p> <p>p185 施設関連車両走行・騒音・予測条件：バックグラウンド濃度のうち、NO.6,7,8は背景交通量及び現地調査結果を基に設定したとあるが、予測断面では既に一般部に高さは不明であるが遮音壁が設置されている構造（資料編 p127）とされている。富田工場が供用される平成32年度に既にこの一般部遮音壁が設置されていることを国土交通省に確認して、その旨及び高さを記載すべきである。地元への説明では国土交通省は、供用前に遮音壁設置とは明言していない。</p>

事業者の見解

一般部の遮音壁高さは8m、専用部の高欄高さは1mとして予測しました。
なお、予測に用いた遮音壁高さ及び高欄高さについては評価書資料編に記載します。

項目	意見の概要
大気質 (騒音)	<p>[走行速度の設定について]</p> <p>p156 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：走行速度を「規制速度」としているが、専用部の規制速度の60km/hはあまりにも非常識である。「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）国土交通省」によれば「自動車専用道路の場合、沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも10km/h程度高めの走行速度とすることができる。また、一般道路の場合は信号交差点により走行速度が低下し、排出係数が増加する場合もあることから、適切な平均走行速度を設定する…一般道路における平均走行速度の目安…60km/h規制なら45km/hが目安」p2-1-28とされており、高速専用部の走行速度は70km/h、一般部は45km/hを用いて再予測・評価をすべきである。</p> <p>ちなみに、2014年1月に公表された環2西南部の環境照査（30年以上昔の1982年の時代遅れアセスの修正版）リンリンコミュニケーションp13で、国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）でさえも、大気の前測照査条件として「設計速度60km/h、ただし、走行速度は沿道環境の保全の観点から適切な値を用いた」としている。</p> <p>p184 施設関連車両走行・騒音・予測条件：走行速度を大気汚染と同様に「規制速度」としているが、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）国土交通省」p4-1-21によれば「沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも10km/h程度高めの走行速度」とされており、高速専用部、一般部ともに走行速度は70km/hを用いて再予測・評価をすべきである。</p> <p>ちなみに、2014年1月に公表された環2西南部の環境照査（30年以上昔の1982年の時代遅れアセスの修正版）リンリンコミュニケーションp13で、国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）でさえも、騒音の前測照査条件として「設計速度60km/h、ただし、走行速度は沿道環境の保全の観点から適切な値を用いた」としている。</p>
騒音	<p>[建設機械の騒音レベルについて]</p> <p>p166 建設機械稼働・騒音・予測条件：主要な建設機械のA特性パワーレベルは表の107dB、106dBとしたとあるが、資料編（p120）の中心周波数音圧レベルから算出すると結果が異なり、もっと大きな値となる。審査部局で確認されたい。例えば、A：クローラクレーンは、1000Hzの107dBと2000Hzの106.2dB（音圧レベル105+A特性への補正1.2）、500Hzの102.8dB（音圧レベル106-A特性への補正3.2）の3つをパワー合計するだけで、110.4dB(A)（他の周波数も合計すると111.2dB）となり、設定した107dBより3.4dB大きくなる。また、C・D：バックホウは、1000Hzの106dBと2000Hzの105.2dB（音圧レベル104+A特性への補正1.2）、500Hzの101.8dB（音圧レベル105-A特性への補正3.2）の3つをパワー合計するだけで、109.4dB(A)（他の周波数も合計すると110.2dB）となり、設定した106dBより4.2dB大きくなる。このバックホウは建屋外で稼働するため、予測結果への影響は大きい。</p> <p>[パラメータの説明について]</p> <p>p166 建設機械稼働・騒音・予測条件：で「各中心周波数別音圧レベル」が資料編（p120）にあるが、「fi：i番目のオクターブバンドレベルの中心周波数音圧レベル(Hz)」は「fi：i番目のオクターブバンドレベルの中心周波数(Hz)」の間違いである。</p>

事業者の見解

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、独立行政法人土木研究所，平成 25 年）によれば、走行速度について「予測に用いる走行速度は、法定速度又は規制速度を基本とする。」（一部省略）と記載されており、これに基づき専用部は 60km/h、一般部のうち予測地点 No. 10 は 50km/h、その他の予測地点は 60km/h としました。

準備書資料編 p. 120 では、準備書 p. 166 表 2-2-3 における A 特性パワーレベル（107dB、106dB）を 1,000Hz での中心周波数音圧レベルとし、準備書資料編 p. 120 に示す式により各中心周波数別音圧レベルを設定しました。

周波数ごとの音圧レベルを合成すると、出典における A 特性パワーレベル（107dB、106dB）より大きな値となりますが、過小な予測とならないよう、予測計算を行いました。

fi の説明は誤りですので、評価書にて修正します。

項目	意見の概要
騒音 (振動)	<p>[建設機械の配置について]</p> <p>p167 建設機械稼働・騒音・予測条件：建設機械の配置として、D：選別積替え用重機（バックホー）が建屋外の南側に2カ所設定しているが、その最南端のバックホウからは南側50mに市営富田荘が存在し、南側敷地では66dB(p170)と、特定建設工事の騒音規制基準85dB(資料編p37)こそ超えていないが、通常の工場の規制基準：昼間65dB（準工業地域、資料編p39）を超える騒音であり、選別積替え場所の変更など更なる対策を検討すべきである。</p> <p>p170 建設機械稼働・騒音・評価：「中高層住宅付近における予測結果が事業予定地敷地境界よりも高くなることから、建設機械のアイドリングストップを徹底するなどの環境保全措置を講ずる」とあるが、環境保全措置のアイドリングストップ、建設機械の点検・整備、丁寧な作業、だけでは「周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める」ことにはならない。もっと効果的な環境保全措置として、たとえば、①選別積替え場所の変更（建屋北側に統合、南側でも20m北側の管理棟横に統合など）、②選別積替え場所での騒音対策（敷地境界の仮囲い3mに加えて、5m程度の仮囲い設置、1.4m³の大型バックホウの小型化など）を検討することが必要である。</p> <p>p189 建設機械稼働・振動・予測条件：建設機械の配置として、D：選別積替え用重機（バックホー）が建屋外の南側に2カ所設定しているが、その最南端のバックホウからは南側50mに市営富田荘が存在し、南側敷地では59dB(p190)と、特定建設工事の振動規制基準75dB(資料編p40)こそ超えていないが、通常の工場の規制基準：昼間65dB（準工業地域、資料編p39）に近い振動であり、選別積替え場所の変更など更なる対策を検討すべきである。</p>
騒音	<p>[騒音に係る環境基準について]</p> <p>p176 工事車両走行・騒音・評価：「全予測値点で環境基準の値以下であった」とあるが、適用されている「70dB以下」は、道路に面する環境基準より更に緩い「幹線交通を担う道路に近接空間」に適用される特例であり、単純にこの値と比較するだけでは不十分である。広島高裁判決2014.1.29「昼間屋外値Leq65dBを超える場合に、本件損害賠償請求が認められる」は、国側が上告しないことにより確定している。この確定した広島高裁判決の内容も踏まえて評価を再検討すべきである。</p> <p>[規制基準を上回る現況への対応について]</p> <p>p181 施設稼働・騒音・評価：「工場等の騒音の規制基準値を現況で上回る地点を除き、全て規制基準値を下回る」とあるが、現況で規制基準値を上回る原因（特に西側は環2一般部の騒音と考えられる）を確認し、その対応策について記載すべきである。規制基準値を上回る現状を追認するような評価ではなく、何らかの環境保全措置を記載すべきである。</p>
振動	<p>[振動に係る要請限度について]</p> <p>p198 工事車両走行・振動・評価：「工事関係車両の走行による振動レベルは、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値55dBを下回ることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する」とあり、予測結果の表の最後の「要請限度」との比較をしていないことは評価できるが、予測結果の表の最後の「要請限度」は評価にも使わないので削除すべきである。資料編p41に記載してあるだけで十分である。</p>

事業者の見解

建設機械の稼働による騒音・振動については、建設機械の小型化等を検討するなど更なる環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。

工事関係車両の走行による騒音については、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する地点について特例として掲げられている基準を含め、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準との整合性について評価をしています。なお、本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。

予測地点 No. 1-N 及び No. 1-W における騒音については、自動車交通等による影響が考えられますが、工場敷地境界における現地調査結果では全ての地点で環境基準の値を下回ります（p. 164 表 2-2-2(1) 参照）。また、施設の稼働による騒音が周辺の環境に及ぼす影響は小さいと考えますが、特定施設等を設置する工場等の騒音の規制基準値を上回る地点があることから、環境保全措置を着実に実施することにより周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。

振動に係る要請限度については、振動規制法に基づく道路交通振動に係る指標として記載しました。

項目	意見の概要																																	
低周波音	<p>[調査結果の記述について]</p> <p>p208 低周波音・調査：調査結果で「既存資料からG特性音圧レベル (L_{Geq}) 再計算した」とあるが、これではどんな再計算をしたか分からない。「既存資料の1/3オクターブバンド音圧レベルにG特性補正を行って、パワー合計によりG特性音圧レベル (L_{Geq}) を求めた」などと、再計算手法が分かるような表現にするとともに、G特性補正量を記載すべきである。</p>																																	
	1/3oct. 中心周波数 Hz	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50																						
	補正量 dB	-12.0	-8.0	-4.0	0.0	4.0	7.7	9.0	3.7	-4.0	-12.0	-20.0																						
	<p>[予測結果の記述について]</p> <p>p210 低周波音・予測：「既存施設における調査結果において、敷地境界付近の値を計画施設の敷地境界における予測結果として表2-4-3に示す」とあるが、目的、手法が分からない。「心身に係る苦情を評価するため、既存施設における調査結果から計算したG特性音圧レベル (L_{Geq}) のうち敷地境界付近の値を、計画施設の敷地境界における予測結果として表2-4-3に示す」などとすべきである。</p>																																	
	<p>[心身に係る苦情に関する参照値と周波数ごとの予測結果について]</p> <p>p210 低周波音・予測：表2-4-3に「低周波音の予測結果 (G特性音圧レベル：心身に係る苦情)」の脚注に「参照値は、「低周波音問題対応の手引き書」(環境省、平成16年)に示されている、苦情等に対して低周波音によるものかを判断するための目安である」としながら、その参照値が示されていない(次の表2-4-4 低周波音の予測結果 (1/3オクターブバンド音圧レベル：物的苦情)には表中に参照値が示してある。)心身に係る苦情の参照値を1/3オクターブバンド中心周波数毎に表中に追加すべきである。また、心身に係る苦情の評価方法は「G特性で92dB以上であれば、20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。」も追加すべきである。</p> <p style="text-align: center;">低周波音による心身に係る苦情に関する参照値</p> <table border="1" data-bbox="328 1339 1394 1435"> <thead> <tr> <th>1/3oct.中心周波数 Hz</th> <th>10</th> <th>12.5</th> <th>16</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>31.5</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>63</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/3oct.音圧レベル dB</td> <td>92</td> <td>88</td> <td>83</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>64</td> <td>57</td> <td>52</td> <td>47</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>p211 低周波音・評価：「G特性音圧レベルの最大値は80dBとなり、「低周波音問題対応の手引き書」の心身に係る苦情に関する参照値を下回る、とあるが、この手引き書では、「心身に係る苦情に関する評価方法：(1) G特性で92dB以上であれば、20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。(2) 低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベルを表2と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。」とされており、1/3オクターブバンド音圧レベルを参照値とも比較する必要がある。</p>												1/3oct.中心周波数 Hz	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	1/3oct.音圧レベル dB	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41
1/3oct.中心周波数 Hz	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																								
1/3oct.音圧レベル dB	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41																								
	<p>[予測結果の表記について]</p> <p>p210 低周波音・予測：表2-4-4 低周波音の予測結果 (1/3オクターブバンド音圧レベル：物的苦情)の表中に「予測地点」とあるのは間違いである。また、表題を「G特性音圧レベルが最大地点の低周波音の予測結果」などと、予測地点は1箇所だけであることが分かるようにすべきである。</p>																																	

事業者の見解

ご意見を踏まえ、G特性音圧レベルの再計算方法について、評価書においてわかりやすく追加記載します。

ご意見を踏まえ、低周波音に係る予測結果の記述について、評価書においてわかりやすく修正します。

表 2-4-3 の最右欄に記載した低周波音による心身に係る苦情に関する参照値とG特性音圧レベル予測結果との対比については、参照値を下回りましたが、各中心周波数における参照値との対比については、下表のとおり 31.5Hz 以上の各周波数において心身に係る苦情に関する参照値を上回ります。評価書においては、このことを追加記載するとともに、評価等についても修正します。

G特性音圧レベル最大地点における1/3オクターブバンド音圧レベルと
心身に係る苦情に関する参照値との対比結果

単位：dB

	1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)									
	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
2-3地点	66	63	65	68	65	65	62	60	54	56
心身に係る苦情 に関する参照値	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

ご意見を踏まえ、掲載した表の内容等について、評価書においてわかりやすく修正します。

項目	意見の概要
悪 臭	<p>[評価の記述について]</p> <p>p218 悪臭・評価：「予測結果によると、計画施設での臭気指数及び特定悪臭物質濃度は規制基準値等を下回る」とあるが、規制基準値等という曖昧な単語ではなく、資料編を参考に「悪臭防止法及び名古屋市の悪臭対策指導基準に規定する指導基準値」と明記すべきである。</p>
土 壌	<p>[事業予定地周辺における土壌汚染の記載について]</p> <p>p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：「土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域…指定されている区域…指定を解除された区域はない」と記述したあとで「なお…事業予定地周辺（中川区島井町地内及び服部一丁目地内並びに中川区春田三丁目）において、鉛、砒素、ふっ素による土壌汚染及び、ふっ素による地下水汚染が報告されている。」と曖昧な表現があるが、中川区島井町地内及び服部一丁目地内は名古屋環状2号線建設予定地内の土壌汚染を愛知国道工事事務所等が報告したH24.12.19：中川-34を指している（港区春田野三丁目(港-66)は調査対象区域外なので除外）。また、中川区春田三丁目はH25.2.26：中川-35：旧ユタカ石油春田給油所の鉛汚染であった。この2件をそれぞれ区分して土壌・地下水汚染の報告内容が何かを分かるように次の内容を追加すべきである。名古屋環状2号線建設予定地内で①中川区島井町地内は土壌溶出量：鉛15倍、砒素5.1倍、フッ素1.8倍、②服部一丁目地内は地下水：フッ素2.6倍、③旧ユタカ石油春田給油所で中川区春田三丁目は土壌含有量：鉛1.3~6.5倍</p> <p>p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている2件3地区だけであるが、名古屋環状2号線建設予定地内では愛知国道工事事務所が継続的な調査を実施しており、2013.5.13には④中川区島井町地内（①とは別の地点）で土壌溶出量：砒素2.1倍の汚染を公表している。これが名古屋市に報告が無かったことは問題だが、富田工場周辺の住民は周知の事実であり、愛知国道工事事務所のホームページでも公開されている。。この汚染も追加すべきである。</p>

事業者の見解

ご意見を踏まえ、悪臭に係る評価の記述について、評価書においてわかりやすく修正します。

本項においては、地域特性について把握した内容を記載しました。調査対象区域内の土壤汚染の状況に係る具体的な内容については、名古屋市公式ウェブサイト等にて公表されている事業予定地の周辺における土壤汚染の報告等の状況をまとめ、評価書の「事業予定地及びその周辺地域の概況」の章にて追加記載します。

項目	意見の概要																								
土 壤	<p>[事業予定地周辺における土壌汚染の詳細について]</p> <p>p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている2件3地区だけであるが、名古屋環状2号線建設予定地内では愛知国道事務所が継続的な調査を実施しており、2014.8.8には、「名古屋環状2号線西南部・南部Ⅱ事業地内で確認された汚染土壌に対して適切に対処するため、昨年度全域にわたり土壌調査を実施し、データのとりまとめが完了したのでお知らせします。」と愛知国道工事事務所が次表を公表し、まとめ方には過去の高濃度汚染を隠すなどの問題はあがるが、この内容が名古屋市に報告が無かったことについて、市長はどう考え、どう対応をとるのかを確認して記載すべきである。この620件の汚染状況調査を詳細に確認し、調査対象区域内の内容を追加すべきである。2014.8.8に県に提出した「汚染土壌等処理計画」では、例えば富田工場目の環2用地は表層の相当範囲で鉛汚染がみられるはずである。</p> <table border="1" data-bbox="331 734 1394 1025"> <thead> <tr> <th>有害物質</th> <th>基準超えの試料採取位置(標高)の範囲</th> <th>濃度の範囲(mg/L)</th> <th>基準超えの数量/調査数量</th> <th>最も濃度が高かった値の基準に対する倍率</th> <th>土壌汚染等処理基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>4～-5m</td> <td>不検出～0.043</td> <td>17/620</td> <td>4.3倍</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>5～-4m</td> <td>不検出～0.057</td> <td>33/620</td> <td>5.7倍</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>フッ素及びその化合物</td> <td>3～-5m</td> <td>不検出～5.1</td> <td>109/620</td> <td>6.4倍</td> <td>0.8mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>①の鉛15倍が消えた。④のカドミウム汚染が消えた。⑥の砒素6.5倍が消えた</p> <p>1 2012(H24).12.19 愛国 https://www2.cbr.mlit.go.jp/aikoku/press_release.php?mode=detail&id=73</p> <p>①中川区島井町地内 土壌溶出量：鉛15倍、砒素5.1倍、フッ素1.8倍</p> <p>②中川区服部一丁目地内 地下水：フッ素2.6倍</p> <p>③港区春田野三丁目地内 土壌溶出量：鉛4.0倍、砒素4.1倍、フッ素1.4倍</p> <p>④飛島村木場一丁目地内 土壌溶出量：カドミウム1.3倍、鉛1.2倍、フッ素1.3倍</p> <p>2 2013(H25).5.13 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/pdf/R302-20130513.pdf</p> <p>①②③④は同じ</p> <p>⑤中川区島井町 土壌溶出量：砒素2.1倍 ①とは別の島井町</p> <p>⑥飛島村三福3丁目 土壌溶出量：砒素6.5倍、フッ素1.6倍</p> <p>3 2014(H26).8.8 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/kinkiexpressway.html</p>	有害物質	基準超えの試料採取位置(標高)の範囲	濃度の範囲(mg/L)	基準超えの数量/調査数量	最も濃度が高かった値の基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	鉛及びその化合物	4～-5m	不検出～0.043	17/620	4.3倍	0.01mg/L以下	砒素及びその化合物	5～-4m	不検出～0.057	33/620	5.7倍	0.01mg/L以下	フッ素及びその化合物	3～-5m	不検出～5.1	109/620	6.4倍	0.8mg/L以下
有害物質	基準超えの試料採取位置(標高)の範囲	濃度の範囲(mg/L)	基準超えの数量/調査数量	最も濃度が高かった値の基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準																				
鉛及びその化合物	4～-5m	不検出～0.043	17/620	4.3倍	0.01mg/L以下																				
砒素及びその化合物	5～-4m	不検出～0.057	33/620	5.7倍	0.01mg/L以下																				
フッ素及びその化合物	3～-5m	不検出～5.1	109/620	6.4倍	0.8mg/L以下																				

事業者の見解

準備書の作成にあたっては可能な限り入手できる公表資料を収集しており、事業予定地周辺の土壌に係る地域特性についても、これらの資料から現況を把握し、準備書に記載しました。

名古屋市公式ウェブサイトに掲載されている「土壌汚染等に係る報告の状況について」により、事業予定地周辺において鉛等の基準を超過している報告があることを確認したことから、事業予定地においても地質的に基準に適合しない土壌が存在する可能性があることも考慮し、掘削を行う場合は、周辺地域で基準不適合が確認された鉛、砒素、ふっ素を始め、土壌汚染対策法に定める第二種特定有害物質について調査を行うこととしています。

なお、土壌汚染に係る所管課である本市環境局地域環境対策課に確認したところ、ご意見に係る土壌汚染については、国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所から「汚染拡散防止計画書届出書」が提出されているとのことでした。

項目	意見の概要
土 壤	<p>[掘削量、掘削面積及び大規模な土地の形質の変更に係る手続きについて]</p> <p>p223 土壌・掘削条件：「掘削位置は計量棟増設工事場所及び管理棟横のエレベータ設置位置を予定している。掘削後、搬出する残土は、71m³を想定している」とあるが、搬出残土量71m³だけではなく、掘削量、掘削面積も記載すべきである。現地調査範囲 p221 では掘削を予定している範囲は1,050m²（30m×10m×3箇所+15m×10m）と読み取れる。</p> <p>p223 土壌・環境保全措置：「大規模な土地の形質の変更を行うことになった場合は「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、必要な届け出等を実施し、適切に対応していく」とあるが、法では3,000m²、市条例では500m²を超える場合に届出することになっており、明らかに市条例55条（土地の形質の変更時の調査）の「特定有害物質等取扱事業者は…工場等の敷地において、土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、…面積が規則で定める規模（細則500m²を超える）のものをしようとするときは、…着手する日までに、…当該土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。」が適用される。現地調査はこの規定による著差結果であることを明記するとともに、そのほかに大規模な土地の形質の変更を行うことはどのような場合かを例示すべきである。</p>
廃棄物等	<p>[廃棄物原単位の出典について]</p> <p>p225 廃棄物等：予測条件で「原単位等の諸条件は、資料8-1に示すとおりである」とあるが、資料編の出典が孫引きとなっている。表8-1-2 解体工事の原単位（kg/m²）の出典はクリーン&サイクル（大阪建設業協会となっているが、そのp10には「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」から抜粋、とある。また、表8-1-3 廃棄物重量/容積換算（t/m³）の出典もクリーン&サイクル（大阪建設業協会となっているが、そのp14には「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書・建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」から抜粋、とある。元々の出典『建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書（社団法人 建築業協会 環境委員会副産物部会）』とすべきである。何か特別に大阪の事例が必要なのかと疑問に思ってしまう。</p>

事業者の見解

本事業では、土壌の掘削は計量棟増設工事場所、エレベーター設置位置で行うこととしており、掘削量は 94m³（資料編 p.185、表 8-1-4 中の残土処分の項を参照）、掘削面積は 75m²を計画しています。ご意見を踏まえ、評価書には掘削量のほか掘削範囲及び掘削面積を記載します。

土壌に係る現地調査においては、事業予定地を 10m×10m のメッシュに区分し、計量棟増設工事場所では 3つのメッシュ（30mメッシュ）を 1区画として、エレベーター設置位置では掘削範囲を含むメッシュ全体を 1区画として調査を行いました。ただし、計量棟増設工事場所では、掘削する範囲を含む区画に隣接する区画も調査範囲としているため、調査面積は掘削面積よりも広がっています。

現在の計画では大規模な土地の形質の変更に該当しませんが、アスファルト舗装の補修などで土地の形質の変更の面積が 500m²を超えることとなった場合には、名古屋市環境保全条例もしくは土壌汚染対策法の規定に従い、今回行った調査結果とあわせて報告を行います。

なお、今回行った現地調査は、将来的に報告が必要となる場合のために事前に自主的な調査を行ったものであり、条例第 55 条に規定する手続きとは異なるものです。

ご意見を踏まえ、出典について評価書にて修正します。

項目	意見の概要
廃棄物等	<p>[ダイオキシン類の飛散防止措置について]</p> <p>p226 廃棄物等・解体作業で発生するダイオキシン類除去作業：予測結果で「廃棄物焼却施設内作業にダイオキシン類被爆防止対策要綱に基づき、適切に処理する計画である」では誰も納得できない。「ばく露防止対策要綱」の具体例を次のように示すべきである。</p> <p>(6) 付着物除去作業の実施 事業者は、労働安全衛生規則第五九二条の三に基づき、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。当該付着物除去作業の際には、</p> <p>ウ 解体廃棄物の処理 汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 粉じん等汚染物及びダイオキシン類汚染解体廃棄物についても、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 分別作業に際してはサンプリングのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処理されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替え作業を行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第三管理区域とすること。</p> <p>エ その他廃棄物の処理 付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、関係法令に基づき処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管すること。</p> <p>オ 周辺環境等の調査 すべての解体作業終了後、当該施設と施設外の境界部分において環境調査を行うこと</p>
温室効果ガス等	<p>[プラスチック類の分別について]</p> <p>p239 温室効果ガス等・評価：「平成23年4月から、それまで不燃ごみとしていたプラスチック製品を可燃ごみとしたことにより、…既存施設よりも計画施設の方が、（温室効果ガス等が）合計では63.5%増加する」としているが、そのための環境保全措置は「維持管理徹底、車両のアイドリングストップ、エネルギーの有効利用」だけと不十分である。確かに第4次一般廃棄物処理基本計画 p60 でも、「「ごみとして残るプラスチック」については、焼却による熱回収・埋立回避を行います。」とあるが、それは「① 容器包装プラスチックの分別徹底、② 事業系プラスチックの分別徹底、③ 法整備（非容器包装プラスチックの資源化ルート確立）の働きかけ、④ 上記①～②を前提としつつ、③が実現するまでの間は」という条件がついている。このため、市全体で行う、環境保全措置として、① 容器包装プラスチックの分別徹底、② 事業系プラスチックの分別徹底、③ 法整備（非容器包装プラスチックの資源化ルート確立）の働きかけは追加すべきである。</p>

事業者の見解

解体撤去工事は、平成 26 年 1 月に改正された「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(環境省)に基づき、空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング、付着物除去作業の実施、作業場所の分離・養生並びに周辺環境への対応などの適切な措置を講ずる計画としています。

準備書における環境保全措置については、本事業において実施する事項として整理していますので、プラスチック類の分別については、評価書において「環境保全に関する計画」の中の「名古屋市一般廃棄物処理基本計画」の項に追加記載します。

(3) 環境影響評価手続きに関する事項

項目	意見の概要
市民等の意見の概要に対する事業者の見解	[意見の提出の機会等について] p305 市民等の意見の概要に対する事業者の見解・一般廃棄物処理施設の維持管理計画：「維持管理に関する計画につきましては、…設置届けの添付書類として提出するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて公表いたします」とだけでは不十分であり、p53に記載しているとおり「…提出するとともに、廃棄物処理法に基づき、生活環境影響調査の結果を縦覧し意見書提出の機会の付与があることを、名古屋市公式ウェブサイトにて公表いたします」と市民がかかわる機会がまだあることを明記すべきである。
市長の意見（方法意見書）に対する事業者の見解	[浸水防止措置について] p309 市長の意見に対する事業者の見解・事業の目的及び内容：「洪水時等における有害物質等の流出防止に配慮すること」の市長意見に対し、「焼却灰等は、コンクリート製のピットで保管…その他の有害物質等…密閉容器に入れて工場棟内で保管…有害物質等を保管する場所への浸水防止措置を検討」と見解が示されているが、対応頁のp12-14にはそこまで詳しく記載していない。正確に記載すべきである。また、対応頁ではないが、供用時の土壌を選定しなかった理由 p80 で「工場棟内の有害物質等保管場所へは浸水防止措置を実施する」とあるが、いずれにしても、浸水防止措置がどのようなものかを明確にする必要がある。

事業者の見解

方法書に対するご意見を踏まえ、一般廃棄物処理施設設置届出書の作成にあたっては、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧並びに意見書提出の機会の付与が義務付けられることを記載しました。

生活環境影響調査の結果等の縦覧及び意見書の提出については、告示をするとともに、広報なごや、名古屋市公式ウェブサイトなどを通じて広く周知します。

具体的な浸水防止措置については、現段階では未定であり、今後適切な方法を検討します。
なお、有害物質を含むと想定される焼却灰及び飛灰は、コンクリート製のピットで保管します。

本書は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。